

屋外広告物許可申請手数料一覧(令和8年10月1日～)

No.	広告の種類	単位	単位手数料(円)		意義
			改定前	改定後	
1	はり紙、ポスター	1件につき50枚までごとに	300	450	紙等を使用して作製されたものであって、建物その他の物件にはり付けて掲出されるものをいう。
2	はり札	1件につき10枚までごとに	500	750	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建物その他の物件に添加して掲出されるものをいう。
3	立看板	1枚	300	300	布、木、金属等を使用して作製されたものであって、建物その他の物件に立て掛けて掲出されるもの及び独立して立てて掲出されるもの(土地その他物件に建植されるものを除く。)をいう。
4	広告板	1枚につき3平方メートルまでごとに	750	1,100	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地に建植され、広告内容を表示するもの及び建物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。ただし、照明広告に該当するものを除く。
5	広告塔	1枚につき3平方メートルまでごとに	750	1,100	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地又は建物等の屋上に塔状に建植され、広告内容を表示するものをいう。
6	アーチ	1基につき3平方メートルまでごとに	900	1,300	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、道路を横断してアーチ状に建植され、広告内容を表示するものをいう。
7	電柱巻立広告	1枚	300	300	金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に巻き立てて掲出されるものをいう。
8	電柱塗装広告	1枚	300	300	電柱、街灯柱等に直接ペンキ等を使用して広告内容が表示されるものをいう。
9	電柱袖付広告	1枚	300	300	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に支柱をもって取り付け掲出されるものをいう。
10	広告幕	1枚	650	650	布、網等を使用して作製されたものであって、建物その他の物件を利用して掲出されるものをいう。
11	つり下げ看板	1枚	450	450	布、木、金属等の材料を使用して作製されたものであって、建物その他の物件につり下げて掲出されるものをいう。
12	標識広告	1枚	300	300	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、停留所標識その他これに類するものに巻き立て、又は添加して掲出されるものをいう。
13	照明広告	1基につき3平方メートルまでごとに	800	1,200	ネオン管その他の照明装置をもって広告内容を表示するものをいう。
14	電光ニュース、ビジュアルボード	1基	6,000	6,000	電光等をもってニュースその他の変化する広告内容を表示するものをいう。
15	アドバルーン	1個	1,700	1,800	鋼をつけた気球を掲揚し、その鋼を利用して又は気球に広告内容を表示するものをいう。
16	近隣店舗等案内広告	1枚につき2平方メートルまでごとに	800	850	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、自己の店舗等の位置を表示するものをいう。
17	車体利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	650	750	電車、バスその他の車両を利用して広告内容を表示するものをいう。
18	広告旗	1枚	350	350	布等を使用して作製された旗状のものであって、ポールを固定して掲出されるものをいう。
19	店頭装飾	1基	1,500	1,500	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において商店の入口周辺に一時的に設置するものをいう。
20	置広告	1基	700	700	地面上に置いて表示するものをいう。
21	横断幕	1枚	650	650	道路を横断して表示する広告幕をいう。